

第1号案件

大和都市計画生産緑地地区の変更 について

〈諮問：生駒市決定〉

買い取り申出による変更について

変更理由

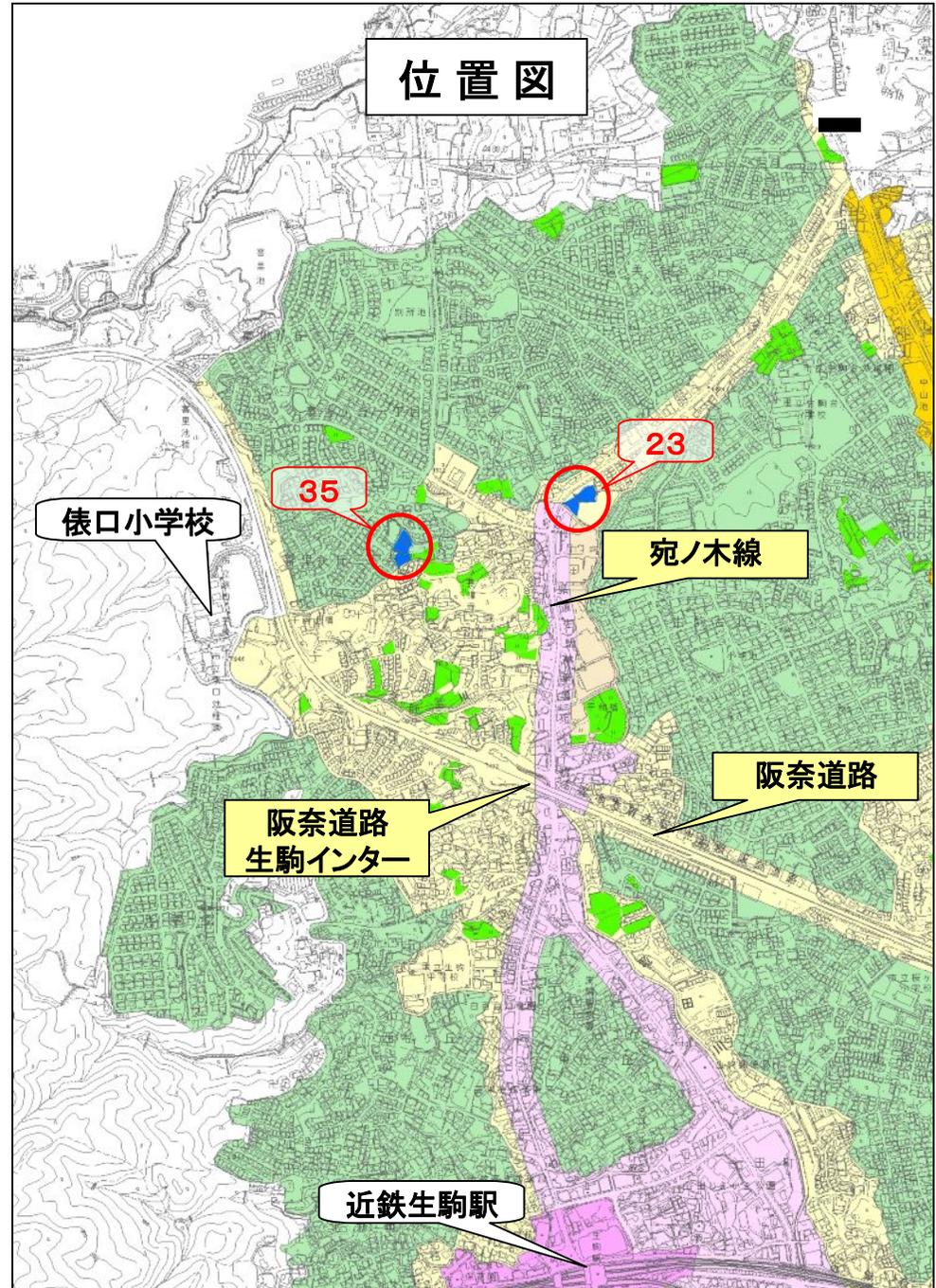
市街化区域内の農地等について、農林漁業と調和した良好な都市環境の形成に資するため、生産緑地地区の指定を平成4年に行ったところであるが、生産緑地の買取り申出の結果、行為の制限が解除された農地等を生産緑地地区から削除することについて、所要の都市計画の変更を行うものである。

変更内容

内 容	件数	地区番号
生産緑地法第10条の規定により、買取り申出の結果、同法第8条の規定に基づき行為制限が解除され、生産緑地地区から削除するもの。	1件	23・35

位置及び区域

当該生産緑地地区は俵口町地内にあり、地区番号23は、都市計画道路宛ノ木線沿いで、阪奈道路生駒インターの北側約550mにあり、地区番号35は、生駒市立俵口小学校の西約400mに位置しております。



主たる農業従事者の故障により、平成24年8月2日に生駒市へ生産緑地の買取り申出をされ、3ヶ月以内に所有権の移転が行われなかったことから、生産緑地法第8条の行為制限を解除し、生産緑地地区から削除する都市計画の変更を行うものである。



大和都市計画生産緑地地区の変更について

新旧対照表

面 積	備 考
<p>〈 4 2 . 8 3 ha 〉 約 4 2 . 4 9 ha (▲ 0 . 3 4 ha)</p>	<p>〈 2 6 3 ヶ所 〉 地区数 2 6 2 ヶ所 (▲ 1 ヶ所)</p>

〈 〉 内数字は変更前
() 内数字は増減数

生産緑地地区の変更に係る縦覧結果について

告示日	平成24年12月11日
告示番号	生駒市告示第192号
縦覧期間	平成24年12月11日(火)から 平成24年12月25日(火)まで
縦覧者数	無し
意見書の提出	無し